

募集情報等提供事業者によるお祝い金等の提供事例について

(都道府県労働局への相談等から把握したもの)

令和 6 年 7 月 24 日

職業安定局需給調整事業課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

都道府県労働局等に寄せられた主な相談事例 (令和5年2月～令和6年6月)

連番	地域	相談時期	相談者	相談内容
1	近畿	令和5年 上期	募集者	○当方は薬局を経営しているが、お祝い金目当ての薬剤師の転職者が増え、人材確保と採用コストに苦しんでいる。同じ苦勞を抱える薬局は多い。お祝い金による転職の撲滅に努めて欲しい。
2	関東	令和5年 上期	弁護士、紹介事業者等	○某事業者の運営する募集サイトに就職お祝い金の支給についての表記があるが、違法ではないか。違法でないのであれば、どこまでが適法なのか。 (同募集サイトについて、同様の問合せ多数あり。)
3	関東	令和5年 上期	応募者	○某事業者の募集サイトにて、「勤続●●●」という名称の「お祝い金」と思われる表示が多数あるが、厚生労働省はこの実態を把握し、行政指導を行うべきではないか。
4	関東	令和5年 上期	募集者	○某事業者を通じて●●士を採用したが、当該●●士には、就職後も同社から他の施設の転職情報のメールが届いている。 ○配信が継続しているので法令違反があれば指導して欲しい。
5	関東	令和5年 上期	紹介事業者	○某求人サイトはサービス利用者(応募者)を集めるため、お友達紹介キャンペーンと称して金品等を提供している。同じことを紹介事業者が行えば就職お祝い金の禁止に接触すると思うが、募集情報等提供事業にはなぜ取り締まりが及ばないのか。
6	関東	令和5年 下期	募集者	○募集サイトで介護職の募集をかけている。事業者が応募者に対してお祝い金を支払っているが、意識の低い応募者がすぐに退職してしまうので、事業者に支払う手数料が経営負担。 ○応募者に対し、募集サイト事業者への費用がかかっていることを意識付けしてほしい。

注) 本資料に掲載している相談事例は網羅的なものではないこと。また、1つの番号に複数の把握事例を掲載しているものがある。

都道府県労働局等に寄せられた主な相談事例 (令和5年2月～令和6年6月)

連番	地域	対応時期	相談者	相談内容
7	関東	令和5年 下期	募集者	<p>○某事業者は自社の募集サイトを通じた就職決定者に対しお祝い金を支払っている。また、募集者が採用後に同サイトに支払う手数料にお祝い金を上乗せしており、手数料が高額過ぎる。</p> <p>○他の某事業者の募集サイトも同様。このような経緯があるため、優良募集情報等提供事業者に認定されていないのではないかと。</p> <p>○応募者の奪い合いが起きており、これでは公正な採用にならない。お祝い金は診療報酬から支払われることになることを労働局は認識しているのか。法違反でないことは承知しているが法律を見直してほしい。</p>
8	北海道 東北	令和5年 下期	募集者	<p>○以前に人材会社を利用した際、採用手数料●●万円支払ったが、その後、人材会社が応募者に対し支度金として●●万円を渡していた。人材会社に払う費用は社員や自社のサービスを利用してくれる人達のために使いたい。</p>
9	関東	令和5年 下期	募集者	<p>○某事業者が運営する募集サイト経由で応募者を面接し不採用としたが、後日当該応募者から直接連絡があり、再度面接をして採用した。</p> <p>○後日、当該募集サイトにログインできなくなったため、サポートに問い合わせたところ、利用規約違反でアカウントを停止した旨の連絡があった。また、利用料金及び違約金の支払いを求める内容証明が届いた。内容は一方的なものであり、「一度採用しなかった応募者を1年以内に採用してはいけない」等されている。同社の利用規約には「採用したことを隠蔽した場合」とあるが、その認識もない。</p> <p>○同社は事実確認もせず、突如アカウント停止や違約金等の内容証明を送付したことは遺憾。苦情を申し出ても取り合ってくれない。利用料と違約金は支払う必要があるのか。同社はこのような手口で違約金で稼いでいるのではないかと。</p>
10	近畿	令和5年 下期	募集者	<p>○某事業者が運営するサイトAに無料登録し、応募者情報を得ていた。弊社が直接応募者に連絡し、採用が決定したら採用課金の請求書を受けることとしていた。</p> <p>○（他の人材会社Bにも登録していた応募者からAに対しても採用の報告がされたと思われる、）人材会社Bに手数料を支払い採用した者についてまで、Aからも情報提供に係る手数料を支払うべきと言われている。</p> <p>○当該事業者の弁護士から数百万単位の違約金を請求する可能性が示唆され、知人の複数企業からも同様の争いが生じていると聞いている。</p>

注) 本資料に掲載している相談事例は網羅的なものではないこと。また、1つの番号に複数の把握事例を掲載しているものがある。

都道府県労働局等に寄せられた主な相談事例 (令和5年2月～令和6年6月)

連番	地域	対応時期	相談者	相談内容
11	近畿	令和5年 下期	募集者	<p>○採用ルートの一つとして、某社の募集サイトを利用し採用（複数名と接触）。</p> <p>○後日、同社から調査の申し入れがあり、採用人数を回答。同社からは、当該募集サイトを利用して接触した者であれば、その後一定期間内の採用には全て手数料の支払いが必要であり、未払いの手数料●●●万円及び違約金●●●●万円の支払いを求められた。</p> <p>○弊社は弁護士を立てて同社と和解しているが、複数の弁護士が同様の相談を受けている模様。</p>
12	近畿	令和5年 下期	募集者	<p>○募集サイトを通じてスタッフを1名採用したが、採用後約2ヶ月経過後に退職した。同サイトでは、就職後2ヶ月経過後に採用者へお祝い金を支給している。同サイトに支払った手数料は返金してもらえないのか。同サイトの苦情窓口に電話したところ、「採用後1ヶ月以内の退職でないため返金できない。真偽不明の苦情連絡をしてきたため、募集サイトの利用を停止する。」と言われた。</p>
13	関東	令和5年 下期	募集者	<p>○募集サイトを介し応募者1名と接触し、●●業界は離職者が多いため、職場見学（昼食提供）の上、希望があれば応募してはどうかと提案した。</p> <p>○見学の結果、その応募者は応募に至らなかったにもかかわらず、後日同社から「1日でもいたら手数料が発生する」と指摘され、手数料を請求された。</p> <p>○同サイトの説明では、（応募者からは1日勤務したとの報告を受けており、）当該応募者にお祝い金を支払う必要があると言われている。</p>
14	関東	令和5年 下期	事業者	<p>（広告制作を行う事業者から電話での情報提供）</p> <p>○某事業者が運営する募集サイト「●●●●●●」に掲載された就業応援金は職業安定法に抵触しないか。同事業者は特定募集情報等提供事業者だとしても、当該サイトのホームページ上で運営主体である同社の会社概要が出てくる。紹介事業者がお祝い金の規制逃れのため兼業する事業の下で行っていることが明確であり、違法ではないか。</p>

都道府県労働局等に寄せられた主な相談事例 (令和5年2月～令和6年6月)

連番	地域	対応時期	相談者	相談内容
15	関東	令和5年 下期	事業者	○求人求職マッチングサイトを通じて転職が成功した場合、応募者に最大10万円がプレゼントされるとのサービスがあり、以前にも労働局へ情報提供した。当該サービスが法令違反に該当しないということについて確認したい。
16	関東	令和6年 上期	紹介事業者	○某事業者が応募者を確保するために「●●●（登録時に受ける面談）で電子ギフト券1万円分贈呈」とお祝い金の支払いをHPに掲載している。紹介事業者であれば禁止されている行為であり、指導してほしい。
17	中部	令和6年 上期	募集者	(募集者から以下のとおり相談あり) ○●●年●●月 応募者Aを不採用(募集サイト(●●●)を利用) ○3か月後 Aを採用(別の募集サイト(▲▲▲)を利用) ○2か月後 Aからお祝い金が貰えるため、●●●経由で採用されたことに変更したいと申出 →●●●から手数料請求があったが、払う必要はあるのか。
18	関東	令和6年 上期	募集者	○某事業者が運営する募集サイトに掲載されている「入社お祝い金」は法令上禁止されていないのか。 ○ハローワーク求人から応募があり採用した求職者から、改めて同サイト経由で応募したいと言われた。 ○なお、同募集サイトからは、募集掲載料10万円を支払えばお祝い金対象募集情報として掲載され応募者が増加すると営業を受けた。
19	関東	令和6年 上期	弁護士	○(顧問先の事業者がビジネス展開を考える上での照会として、) 応募者が募集情報等提供事業の運営する募集サイトから直接応募し採用が決定した場合、当該募集サイトの運営者から、応募し採用となった者に対して、金銭等を支払うことは職業安定法上のお祝い金禁止に抵触するか。
20	九州沖縄	令和6年 上期	紹介事業者	○「●●●」という募集サイトが就職お祝い金を支給しているから指導してほしいとの情報提供あり。募集情報等提供事業者であることから指導の対象外であることを説明したところ、「不平等である、紹介事業者と同様に規制すべきだ」との御意見あり。

都道府県労働局等に寄せられた主な相談事例 (令和5年2月～令和6年6月)

連番	地域	対応時期	相談者	相談内容
21	北海道 東北	令和6年 上期	弁護士	<p>(顧客から相談を受けており労働局へ相談)</p> <p>①募集サイト上で応募者が登録すると500円のギフトカードがもらえる</p> <p>②募集サイト経由で応募者が雇用され2か月間就労したことを要件として応募者に対し金銭を払う。</p> <p>○以上がお祝い金とみなされ不可である場合、某事業者が行っているサービスは許されるのか。当該サービスでは、入職時に事業所からもらう利用料金の中から60日以上勤務した方への支援金として利用料の還元を行うとされている。</p>
22	関東	令和6年 上期	人材会社	<p>○WEB上において応募サイトへの登録者を獲得するため、「紹介する方、受けた方双方に電子ギフト券500円プレゼント」とある。また、当該サイトで医療介護系の紹介キャンペーンも実施しており、「紹介する方、受けた方双方に電子ギフト券3,000円プレゼント」とある。</p> <p>○これらの行為は職業安定法上問題ないのか。問題ないのであれば当方でも実施したいと考えている。</p>
23	中国四国	令和6年 上期	募集者	<p>○ハローワークで職員を採用したが、当該応募者については以前に募集サイトから情報提供を受けたことがあるため、成功報酬逃れとして違約金を請求された。</p> <p>○採用した者がお祝い金を得るため、仲介した募集サイトに報告することで混乱が生じている。複数箇所から同じ話を聞く。かなり広がりがあるようなので、早急な対応が必要ではないか。東京の大手事業者でも行われているようだ。</p>
24	関東	令和6年 上期	募集者	<p>○採用した者につき数年前にある募集サイトから情報提供を受けたことがあるため、成功報酬逃れとして違約金を請求された。当該応募者が、お祝い金を得るために就職したことを報告した模様。</p> <p>○まとめて請求が来るため、億を超える金額になるものもある。</p>
25	中部	令和6年 上期	紹介事業者	<p>○登録者を増やすために募集サイトが行っている支援金を支給することは問題ないのか。就職お祝い金には該当しないのか。</p> <p>○求人者は複数の紹介事業者や募集サイトに申し込みを行うことが多い。募集サイトが支援金を支給することで求職者が流れてしまい、紹介事業者としては困惑している。紹介事業ではお祝い金は禁止されているので、平等ではない。</p>

注) 本資料に掲載している相談事例は網羅的なものではないこと。また、1つの番号に複数の把握事例を掲載しているものがある。